

年末手当

3・5カ月を支給せよ

要求獲得に向け職場からの闘いを強めよう

国労東海本部は10月21日、JR東海会社、JR貨物東海支社、ジェイアール東海バスに対し、年末手当の申し入れを行いました。要求獲得に向けて、交渉と同時に全機関・組合員が一体となって取り組みを強めることが重要です。

要求月数は、JR東海会社とJR貨物会社が3・5カ月、ジェイアール東海バスについては3・2カ月で、国労の生活実態アンケート調査や各社の経営状況、労働者の取り巻く社会経済情勢などを背景にし、全国統一要求として決定しました。

年末手当は生活給

JR東海会社に対して申し入れた要求の根拠は、「消費税増税、社会保険料の負担増など相次ぐ値上げにベア分がのみこまれ、実質賃金は目減り」し、さらには物価の上昇、消費税の税率アップ予定など生活を取り巻く環境を見た時、「期末手当は生活給としての比重が大きい」ためです。

また、「平成25年度期末連結決算」は、当社単体の運輸収入とグループ会社も増収となった事から収益・利益とも過去最大であり、これは、「社員一人ひとりが高い意識を持ち安全・安定輸送の確保に向けて奮闘してきた結果」であり、社員や家族の期待は非常に大きいものがあり、「惜しみない努力をしている社員の働きに対して会社として応えよ」と主張しています。

交渉は、10月29日に「趣旨説明」を行って、11月4日に団体交渉で議論します。

労苦に報いよ

ジェイアール東海バスに対しては、「労働者には要員が不足する中での執務」であり、「労働者の労苦に報い、同時に執務にあたっての意欲を高めることは結果として安全とサービスの向上に資する」とし、年末手当要求と合わせて契約社員に対して100%の支給を求めています。

要求に真摯に応えよ

JR貨物東海支社に対しては、年末手当3・5カ月分の支払い



国鉄労働組合 東海エリア本部
 発行責任者 杉本洋一
 編集責任者 小山謙一
 東京都港区新橋5-15-5
 交通ビル4階

許すな！「解雇自由化」

IBMロックアウト解雇支援の大集会



「ロックアウト解雇」支援の10・16大集会

ある日、突然会社から「解雇します」と通告される風景が日常茶飯事になるかも知れない…。安倍内閣が目論む労働法制の全面改悪を許せば、笑い話ではすまされません。いや、現実にはすでに起こっています。日本IBMでは「ロックアウト解雇」が吹き荒れ、この2年間だけでもJMIUの組合員30人が職場から放り出されています。

この闘いを支援し組合員を職場に戻すため、日本IBMのロックアウト解雇に反対する10・16大集会が10月16日、東京・池袋のみらい座いけぶくろで開催されました。集会でJMIUの生熊委員長は、「日本IBMは利益最大化のため、育児中の女性社員を『能力不足』として解雇した。これを許せば、まさに『解雇自由化』社会になってしまう」と強調しました。舞台には、日本IBMの組合員が勢ぞろいして原告を代表しての訴え等があり、また、各争議団が集結し、代表してJAL争議団の内田団長が訴えました。

要求を含め8項目を申し入れました。

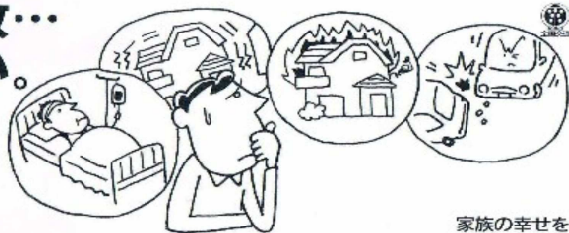
他の項目は、「期間率、成績率及び55歳以上の者の取り扱い等、支払条件を大幅に改善すること」「55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること」「契約社員・臨時社員も社員と同様に」「嘱託社員の

賃金を支社内同一とすること」「社員が年休の完全消化ができる要員の確保」を求め、東海支社から本社に積極的に働き掛けを行うことを求めています。

なお、国労本部は10月21日に趣旨説明、27日に交渉を行いました。

入院、地震、火災、交通事故…一度も経験しない人はいない。

自分の身に起こってからでは遅いのが災害です。何事も備えあれば憂いなし。あなたや家族の幸せを自然災害や人災から守るために、しっかりと組み合わせて幅広く保障します。



火災共済/地震風水害共済/交通災害共済/生命共済/入院共済

多彩な意見で方針を確認

運輸・車両協議会が委員会開催

東海本部の運輸協議会と車両協議会は定期委員会を開催し、13年度の経過承認と14年度の活動方針を決定しました。



組織強化、職場要求実現に向けて方針を確認した運輸協委員会

運輸協第26回委員会

運輸協議会は10月16日、東京・南部労政会館で開催されました。冒頭、芝田議長は、「今年には新幹線開業50周年。会社としてはリアに力点を置き経費節約を推進しているが、我々に必要なものについては削減をさせない様に対応を強めたい。金沢新幹線など並行在来線問題があり、

私たちの身近では1人勤務、武豊線問題などがある。またこの1年、沿線火災や台風対策など様々な問題があった。台風19号対応では早くから電車を止める対応を初めて行った。この事についても調査を行い問題があれば対応したい。組織強化拡大も推進しなければならぬ。本日は様々な意見を出し合って方針を補強したい」と討論をよびかけました。

委員会では12名が発言。「台風対応の前泊について各職場の言い方、対応がバラバラだった。問題があれば改善要求を出したい」、「脱退者が出た。組織の強化拡大に努めたい」、「58歳等で出向させるのはいかがなものか」、「自主参集実施要領の運用と言うのが出ているが説明が不十分」、「休日予定

が11日に発表になっていて。年度末に特休が消化できない。要員不足の弊害だ」、「年休で試験を受けに行ってくれと言ってきた助役がいた」等、活発に意見が出されました。

車両協第14回委員会

最後に芝田議長が「十分な調査を行い、問題点を明らかにして説明改善要求を全体で作ろう」と集約し、運動方針を採択しました。

若手に仕事を教えることが重要で若手社員の要望、要求を諸計画、労働協約改訂要求に反映できるように取り組みを強めたい。また、組織拡大でも奮闘が重要だ」との発言がありました。

東海本部の北山執行委員からは、主に労働協約改訂交渉の中心や今後の課題についての問題提起も含め挨拶がありました。各委員からは、「仕事を知っている人が主任に登用されない現在の昇進制度は問題。国交省がリア問題で認可した。今後、工事が本格化するが労働者の生活が脅かされないように監視が必要」、「新築家のレイアウトが8職場から4職場となっており、アウトソーシングが想定される」、「10月に感電事故が発生した。管理者と作業者間の連絡が徹底されていなかったことも背景にあるのではないか。ま

最後に芝田議長が「十分な調査を行い、問題点を明らかにして説明改善要求を全体で作ろう」と集約し、運動方針を採択しました。

若手に仕事を教えることが重要で若手社員の要望、要求を諸計画、労働協約改訂要求に反映できるように取り組みを強めたい。また、組織拡大でも奮闘が重要だ」との発言がありました。

た、今回の事故は点呼でも何も指摘されないのは問題」、「保守情報確認についてアンケートを行い、実態を把握して要求し、『保守情報確認は6項目に絞る』の改善があった」、「出向問題では、事前通告を出すだけで配属先がわからない。もっと前広に知らせるべきだ」、「チェックシートと標準化作業は在来線ではどうなっているか比較化が必要。自分たちの経験と知識をどう伝えていくのか、若手社員とのコミュニケーションが重要になっている」、「春闘の統一行動では延べ56人が行動に参加。現場管理者とのコミュニケーションも行われ、上申するとの前向きな回答もあった」等、出向や厳しい職場実態、切実な要求など多彩な意見が出されました。

質疑応答及び事務局長集約を行い、車両協議会の向こう1年間の闘う方針の確立と同時に新常任部体制も確立されました。また、今委員会では金澤前副議長と岩屋前常任委員の2名が退任しました。

最後に藤井議長が「団結ガンバロー」で定期委員会は閉会となりました。

最後に藤井議長が「団結ガンバロー」で定期委員会は閉会となりました。

最後に藤井議長が「団結ガンバロー」で定期委員会は閉会となりました。

「がん」の保障 < 生きるためのがん保険 Days (デイズ) >

保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合

初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円
	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円
抗がん剤治療を受けたとき(上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療を受けた月ごとに1か月	10万円 (すべての保険期間を通じて最高600万円まで)
	乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際に1か月	5万円
	訪問面談サービスと専門医紹介(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)	

⑥詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

「生きる」を創る。Aflac

生きるためのがん保険 DAYS(デイズ) スタンダードプラン

●月払保険料(団体取扱い) (2011年4月1日より現在)
 入院給付金日額10,000円 定額タイプ保険料
 払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)

	35歳	45歳	55歳	65歳
男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円
女性	3,734円	5,274円	8,864円	9,048円

< 抗がん剤治療特約 > の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

< 募集代理店 >
 アベニール株式会社 AF007-2011-0186 4月25日
 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822
 〒106-0004 東京都港区新橋5-15-5交通ビル3F
 < 引受保険会社 > アフラック 東京第三法人営業部
 〒163-0446
 東京都葛飾区西新橋2-1-1 新橋三井ビル
 当社業績に関するお問い合わせ・各種お手続き
 コールセンター 0120-5555-95